

ビジネス著作権検定 BASIC対策

2016.07.04

第2章

著作権とは何か

2.1 著作権の性質

著作権とは、「表現」について、創作した者だけがその利用について定められた範囲で独占して行使できる権利です。創作を行ない、権利を持つ者を「著作者」と呼びます。創作を行ないさえすれば上手い下手に係わらず、また年齢等の制限もなく著作者になります。仕事以外の趣味で行なった創作も当然含まれます。創作物(著作物)は、いくつかの例外を除き著作者の許諾なく無断で使用されません。さらに、著作権を得るために創作したものを登録や申請する必要は無く、創作した時点で著作権法によって保護されます。

2.2 著作権法の目的

著作権法は、著作権法第一条で「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」と定められています。著作者の利益が護られなければだれも創作しなくなりますし、逆に例外無くいつまでも独占されては、その創作物を元にした新たな創作を制限してしまいます。

著作権は知的財産権のうちの一つですが、同様に知的財産権に含まれる特許権や商標権は「産業の発展に寄与することを目的」としています。著作権の目的を問う問題は頻出するので、混同しないようにしましょう。

著作権法は著作物の他に、実演、レコード、放送及び有線放送についても「著作物に隣接する権利(著作隣接権)」を定めています。(詳しくは「著作物を伝える者を保護する制度」を参照)